

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター就業基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の基本理念及び就業規約に基づき、より多くの会員に就業の機会を提供することを目的とする。

(対象となる業務)

第2条 この要綱の対象となる業務は、継続的な業務のうち適正就業検討委員会において指定された業務とする。（別表1）

(就業期限)

第3条 就業期限は、発注者との契約に基づき1年以内とし、次年度も継続する見込みのあるときは、その期限を更新することができるものとする。

2 就業の更新を繰り返すことの出来る期限は最長5年を限度とする。ただし、就業を希望する会員のいない場合は、この限りではない。

3 就業時間及び日数は、原則として次の各号に定めるところによる。

(1) 1日の就業時間は、8時間以内とする。

(2) 1か月の就業日数は、13日以内とする。

(3) 月別または季節的に変動のある職種については、年間160日を超えない範囲において、1か月の就業日数は、13日を超えることができる。

4 就業期限の基準日は、4月1日及び10月1日とする。

5 就業開始の際は、当該会員に対してあらかじめ就業期限確認書（別紙様式第1号）を交付する。

6 就業期限の満了となる会員に対して、事前に就業期限満了通知書（別紙様式第2号）を交付し、就業期限について通知する。

(就業の終了)

第4条 会員は、センター就業規約第8条に規定する事項のほか、就業上その適性を欠くに至ったときは、就業期限前であってもその就業を終了する。

2 前項により就業を中止する時は、必要に応じ業務部会（適正就業検討小委員会）に意見を求めるものとし、就業を中止した会員に対しては、適性を判断し、可能と思われる他の就業機会の提供に努めるものとする。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度理事会において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 旧岩槻市の社団法人岩槻市シルバー人材センター就業基準要綱（以下「旧岩槻市要綱」という。）附則適用者については、第3条第2項の規定にかかわらず就業期限は、平成18年3月31日までとする。
- 3 旧社団法人岩槻市シルバー人材センター（以下「旧岩槻市SC」という。）会員で、旧岩槻市要綱附則適用者以外の会員の、同要綱施行日以降における就業期間の算定については、旧岩槻市SC会員であった期間を通算して第3条第2項の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日現在において別表1に定める業務に就業している会員で、次表に掲げる継続就業年数欄に該当する会員については、第3条第2項の規定にかかわらず同表の就業期限欄に定めるそれぞれの就業期限とする。

区 分	継続就業年数 (平成18年4月1日現在)	就業期限
1	7年以上の就業者	平成18年9月30日
2	5年以上の就業者	平成19年9月30日
3	3年以上の就業者	平成20年9月30日

- 3 前項の継続就業年数を算定するにあたっては、就業を開始した年度は含めないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

就業期限確認書

会員番号	
氏 名	様
就業場所	
就業内容	
基 準 日	年 月 日
就業期限	年 月 日
<p>1. 就業期限とは、繰り返し更新できる期限で、基準日から最長5年を限度とし、会員個人の就業を保障する期限ではありません。</p> <p>2. センター及び発注者の都合により、契約を途中で打ち切ることもあります。</p> <p>3. 発注者より就業交代の申し出があった場合、就業を打ち切ることもあります。</p> <p>4. 就業態度、会員間のトラブル等により、業務に支障がある場合は、就業を中止する場合があります。</p> <p>5. シルバーの理念である「自主・自立」「共働・共助」を常に心掛け、誠実に業務を履行することが大切です。</p>	

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
理事長

年 月 日

就業期限満了通知書

会員番号	
氏 名	様
就業場所	
就業内容	
基 準 日	年 月 日
就業期限	年 月 日

上記のとおり通知いたします。

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

理事長

㊟

別表1(第2条関係)

	対象業務	就業場所		対象業務	就業場所	
1	駐輪場管理	大和田駅南自転車駐車場	32	公民館管理	大宮南公民館	
2		七里駅第2自転車駐車場	33		大宮中部公民館	
3		JACK大宮自転車置場	34		大宮北公民館	
4		土呂駅第1・第2自転車駐車場	35		大成公民館	
5		日進駅第1自転車駐車場	36		三橋公民館	
6		与野駅西口臨時自転車駐車場	37		桜木公民館	
7		けやき広場自転車駐車場	38		大戸公民館	
8		南与野駅第1自転車駐車場	39		上落合公民館	
9		南与野駅第2自転車駐車場	40		下落合公民館	
10		与野本町駅第1自転車駐車場	41		与野本町公民館	
11		与野本町駅第2自転車駐車場	42		鈴谷公民館	
12		北浦和自転車駐車場	43		内野公民館	
13		武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場	44		市営施設管理	思い出の里市営霊園
14		西大宮駅南口自転車駐車場	45			大宮南部浄化センター
15	公民館管理	岩槻本丸公民館	46	大宮ワークプラザ		
16		岩槻本町公民館	47	三つ和会館		
17		岩槻南部公民館	48	五反田会館		
18		岩槻北部公民館	49	生涯学習総合センター		
19		岩槻城址公民館	50	ひかり会館		
20		大砂土公民館	51	園芸植物園展示温室		
21		大砂土東公民館	52	南浦和コミュニティセンター		
22		日進公民館	53	岩槻駅東口コミュニティセンター4・5階		
23		宮原公民館	54	大砂土ディサービスセンター		
24		植竹公民館	55	大宮ふれあい福祉センター		
25		指扇公民館	56	高齢者生きがい活動センター		
26		馬宮公民館	57	与野文化財資料室		
27		植水公民館	58	放置自転車監視・返還	吉野原撤去自転車保管場所	
28		片柳公民館	59		新開自転車保管所	
29		七里公民館	60	学校用務員代行	浦和駅東口駅前市民広場	
30		春岡公民館	61		野田小学校	
31		大宮東公民館	62	土合小学校		

	対象業務	就業場所	
63	学校用務員代行	栄小学校	
64		蓮沼小学校	
65		柏崎小学校	
66		上小小学校	
67		つばさ小学校	
68		上落合小学校	
69		仲本小学校	
70		大谷口小学校	
71		大谷場中学校	
72		泰平中学校	
73		西原中学校	
74		八王子中学校	
75		屋外清掃	岩槻文化公園
76			岩槻城址公園
77	岩槻諏訪公園		
78	慈恩寺親水公園		

平成30年4月1日指定